

長浜市告示第147号

長浜市高齢者補聴器購入費助成事業実施要綱（令和5年長浜市告示第148号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

長浜市長 浅見 宣義

附則中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改め、附則に次のただし書を加える。

ただし、第10条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和8年3月31日から施行する。